

高速道路や河川など国土の基盤整備及びその体制維持を求める意見書(案)

昨年9月、台風12号の記録的な豪雨による紀南地方を中心とする河川の氾濫等により、本県の公共インフラは甚大な被害を受け、多くの人命が失われた。特に、国道42号をはじめとする県内幹線道路が、洪水や土砂災害、越波等により各所で通行止めとなる中、高速道路は健全性を保ち、迅速な救助・救援活動に大きく貢献した。また、先の東日本大震災において、国土の脆弱性が明らかになる中で、高速道路は、本来の機能だけでなく、津波の浸水防止や避難場所等としても機能するなど、その価値が再認識されたところである。

本県においては、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海地震などの大規模災害に備え、広域的な防災体制を確立するため、近畿自動車道紀勢線のミッシングリンクの解消や、京奈和自動車道の整備並びに河川整備は喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、こうした大規模災害への備えだけでなく、アジアを含め世界経済の競争が激化する中で国際競争力を確保し、国家の繁栄を図る上でも、高速道路や河川などの社会基盤整備は、国が責任を持って実施するとともに、その着実な推進に必要な体制が維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)
中村 裕一
長坂 隆司
雑賀 光夫
角田 秀樹
山下 大輔

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官